

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 白井勝己
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所
【報告義務発生日】	
【提出日】	平成22年1月14日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	
【提出形態】	
【変更報告書提出事由】	

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	SPK株式会社
証券コード	7466
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人(その他(リミテッド・パートナーシップ))
氏名又は名称	ニッポンパートナーズエルピー(Nippon Partners L.P.)
住所又は本店所在地	米国、デラウェア州ウィルミントン、センタービル・ロード2711 (2711, Centerville Road, Wilmington, DE, USA)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー24階 モルガン・ルイス&パッキアス外国法事務弁護士事務所 グレゴリー R. サラテノ 椿 ゆずみ
電話番号	03-4578-2509

第3【訂正事項】

平成22年1月8日に提出いたしました変更報告書No.1につき、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第2条第2項に基づく「売買その他の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者の名称、所在地及び連絡先を記載した書面」(非縦覧)の添付が漏れていましたので、提出いたします。

訂正される報告書の報告義務発生日	平成21年12月30日
訂正事項	<p><訂正前></p> <p>提出者における、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第2条第2項に定める添付書面(非縦覧)の添付漏れ</p> <p><訂正後></p> <p>別添のとおり(非縦覧)</p>